

歳末たすけあい募金運動 見舞金配分事業 ご案内

湖南省社会福祉協議会では、「滋賀県共同募金会湖南省共同募金委員会」を設置し、12月から「歳末たすけあい運動」を実施します。

皆様からご協力をいただいた募金から、見舞金を本人の申請にもとづいて配分決定をします。

見舞金を希望される方は、下記を確認して申し込んでください。

1. 申請基準（申請ができる人）

市内在住で経済的に困窮されている世帯であって、世帯全員の給与所得（手取り額ではありません）あるいは公的年金などの合計額が、概ねつぎの額以下の世帯。

収入額	
一人世帯の場合 月額 85,000 円	三人世帯の場合 月額 200,000 円
二人世帯の場合 月額 170,000 円	以降一名増ごとに 30,000 円を加算

※収入額に含むもの：世帯分離しているが同居している者の収入、家族・親族等からの仕送り、養育費・慰謝料等

※収入額に含まないもの：児童扶養手当・児童手当等の公的な手当等

※生活保護世帯は本事業の対象となりません。

2. 申請方法および配分決定について

(1) 申請書は、湖南省社会福祉協議会事務局窓口に10月1日（金）から設置します。また当会ホームページからもダウンロードできます。

※取得が困難な方は当会（Tel 0748 - 72 - 4102）にお問合せ下さい。

(2) 必要事項を記入のうえ、11月30日（火）までに当会窓口まで提出ください。（郵送可【同日の消印有効】 宛先：〒520-3234 湖南省中央一丁目1番地）

(3) 申請書にはつぎの収入を証明する書類を添付して下さい。

①給与収入：直近2か月分の給与明細等の写し

②年金収入：直近の年金振込通知書の写し

③所得がない場合：所得証明書（前年）、離職証明書等

(4) 提出された申請書に基づき世帯構成員の状況等を考慮し、審査を行い決定します。審査の結果却下となった世帯には通知します。

(5) 配分金額は、今年度の歳末たすけあい運動募金額（見舞金の配分に充当できる額）や申請世帯数などを考慮して決定します。（昨年は一世帯あたり世帯の構成員数などを考慮して7,000円から13,000円の範囲で見舞金をお渡ししました）

(6) 見舞金のお渡しについては、12月下旬頃、担当地域の民生委員・児童委員が訪問して現金にてお渡しします。

〈お問合せ先〉

湖南省共同募金委員会（湖南省社会福祉協議会内）

住所 湖南省中央一丁目1番地

Tel 0748-72-4102